

第七回 参議院地方行政委員会會議録第二十八号

昭和二十五年四月八日(土曜日)
午前十時四十二分開会

委員の異動

四月七日委員谷口昭三郎君辞任につき、その補欠として竹中七郎君を議長において指名した。

本日の会議に付した事件。

○都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律の一部を改正する法律案(岡本愛祐君外十四名発議)

○地方行政の改革に関する調査の件(首都建設法案及び小型自動車競走法案に関する件)

○委員長(岡本愛祐君) 只今より地方行政委員会を開会いたします。

本日は都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本法律案はすでに御承知の通り、本委員会の委員の各位全員の発議にかかるとございまして、昨日その筋のオーケーのあったものであります。今更提案理由の説明をするのも不要と存じますが、一応提案理由を申し上げます。

先に第五国会において制定されました都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律は、第一に、警察法施行の際、警察の用に供されていた都道府県所有の財産及び物品で、国家地方警察に必要なものは都道府県が無償で国に譲渡することとし、第二に、警察法施行後、昭和二十三年六月三十日までには国家地方警察の用に供するた

め、都道府県が取得した財産及び物品についても同様とする旨を規定いたしております。又警察法の附則第九条におきましては、警察法施行の際又はその施行後新たに市町村が警察の責に任ずることになった場合において、現に警察の用に供する国有財産及び都道府県財産又は国及び都道府県の所有に属する物品で国家地方警察に不必要なもの、は、市町村警察に必要な場合は、無償でこれを当該市町村に譲与するものとする旨を規定しております。ところがその後の情勢の変化によりまして、国又は市町村相互間において、現在その一方の所有する警察用財産等が、不必要となり、且つ他方がこれを必要とする場合において、これを無償で他方に譲渡する途を開く必要を生じて参りましたのであります。殊にこれまで国有財産として国家地方警察の用に供されております警察庁舎を地元の市町村警察へ譲渡するを適当とし、政府側においてもこれを認めておる場合が、すでに生じておるのであります。そこで、かような事情に鑑みまして、国家地方警察と自治体警察との間に、警察用財産及び物品の所有関係を、実際の必要に応じて国から市町村へ、又は逆に市町村から国へ円滑に移転し得る途を開こうとするのが本法律案の趣旨でございます。

これにつきまして御質疑あります。

第三部 地方行政委員会會議録第二十八号 昭和二十五年四月八日【参議院】

か。

○岡田喜久治君 本件はいろいろ／＼かねて当委員会におきまして種々検討を加え、審議を行ひまして、結局我々委員が各派挙つて提案の下に本立法案を提議したような次第でもあり、十分これには研究をなされておるのではないかと、思いますので、当面の必要は必要であらうと思ひますが、大体において若し何ならば相当な進行を図られまして、討論採決等の手続にお入り願ひたい、かように思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 別に御発言もございませう。外に御意見もありませんか。御意見がないものと認めて差支ございせんか。

○委員(岡本愛祐君) 別(呼ぶ者あり)

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ないものと認めます。これより討論に移ります。御発言はございませうか。

○鈴木直人君 この改正法案の内容とするとそのものは、国の所有に属するものを市町村に無償譲渡したり、或いは市町村の所有に属するものを国に無償で譲渡したりという、所有権の移転に関するものであるわけであり、その適用を受けるものは国であり、市町村であるわけであり、従つて国及び市町村の所有権に属することになる関係からして、先般もそれを所管する大蔵省当局の意見を先ず聴いて見ますという、大蔵省においても異議がないということでありましたし、又国家地方警察本部長官の意見を聴きまして

も、むしろこのように改正されること、が時宜に適したことであるという意見もあつた次第であります。勿論全国の市町村に、これを市町村側の意見として聴くということはなかつたと思ひますが、それを管轄する地方自治庁の意見は聴いたかどうか記憶はありませんけれども、市町村側においても異議はないのであると考えますので、この法律はそういう所有権を持つておる面においても、そういう意向でありますから、私はこの法案の改正案に賛成の意を表するものであります。

○委員長(岡本愛祐君) 外に御発言もございませうか。外に御意見もありませんか。御意見がないものと認めて御異議ございませんか。

○委員(岡本愛祐君) 別(呼ぶ者あり)

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。この法案を原案通り可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔総員挙手〕

○委員長(岡本愛祐君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。尚本会議における委員長の日頭報告については、委員長より予め結果を報告することといたし、御承認願ひことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

も、むしろこのように改正されること、が時宜に適したことであるという意見もあつた次第であります。勿論全国の市町村に、これを市町村側の意見として聴くということはなかつたと思ひますが、それを管轄する地方自治庁の意見は聴いたかどうか記憶はありませんけれども、市町村側においても異議はないのであると考えますので、この法律はそういう所有権を持つておる面においても、そういう意向でありますから、私はこの法案の改正案に賛成の意を表するものであります。

○委員長(岡本愛祐君) 外に御発言もございませうか。外に御意見もありませんか。御意見がないものと認めて御異議ございませんか。

○委員(岡本愛祐君) 別(呼ぶ者あり)

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。この法案を原案通り可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔総員挙手〕

○委員長(岡本愛祐君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。尚本会議における委員長の日頭報告については、委員長より予め結果を報告することといたし、御承認願ひことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。この法案を原案通り可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔総員挙手〕

○委員長(岡本愛祐君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。尚本会議における委員長の日頭報告については、委員長より予め結果を報告することといたし、御承認願ひことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。この法案を原案通り可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔総員挙手〕

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。この法案を原案通り可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔総員挙手〕

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。この法案を原案通り可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔総員挙手〕

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。この法案を原案通り可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔総員挙手〕

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。この法案を原案通り可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔総員挙手〕

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。この法案を原案通り可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔総員挙手〕

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。この法案を原案通り可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔総員挙手〕

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。この法案を原案通り可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。この法案を原案通り可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

多数意見者署名

岡田喜久治	三木 治朗
竹中 七郎	西郷吉之助
島村 軍次	柏木 庫治
鈴木 直人	太田 敏兄
岩本 哲夫	

○委員長(岡本愛祐君) 御署名洩れはございませんか。御署名洩れはないものと認めます。

○委員長(岡本愛祐君) 次に御報告をし御審議をお願いしたいと思いますのは、かねてお諮りいたしてございまして、に、首都建設法案を建設委員会と当委員会の連合委員会を開きまして、兩三回に互ひまして審議をいたしました。そのときに各委員からいろいろ御意見が出たのであります。その中で法文上疑義が起りましたので、今日法制局長に出て頂きまして御意見を承りたいと思つたのであります。それはこの首都建設法案と北海道開発法案等を対比して見ますと、北海道開発法案の方、北海道という地方公共団体に対して、各地方公共団体だけに適用する法律でありまして、この首都建設法が東京の首都だけに適用する法律案といたうのとまあ同様の形式に見えるのであります。ところが立法の建前といたしまして、首都建設法案の方は、その

附則の第二項に「この法律は、日本国憲法第九十五条の規定により、東京都の住民の投票に付するものとする。」という規定がある、ところが北海道開発法案の方におきましては、そういう規定を設けておりません。従つて政府の方では、北海道開発法案の方は、憲法第九十五条の規定による住民投票に付する必要があるものと認めておるのであります。併し内容を検討しますと、いずれも片一方は官庁の設置法案であり、こちらも官庁たる委員会の設置法案である。ただその間に異りますのは、首都建設法の方は第十条、十一、十三条の規定があるだけに過ぎませんので、その十、十二、十三条と申しますのは、住民の権利義務に影響ある、特別な影響のある条文でもなさうに見える。若し北海道開発法案の方が住民投票が要らないとしますれば、首都建設法案の方も住民投票は要らないのじやないかという疑問が地方行政委員の方々に起つて来たわけでありすが、この点について法制局長の見解を伺いたいと思ひます。

○法制局長(奥野健一君) 先ず首都建設法案に対する関係から申しますと、この法律案は、丁度広島及び長崎、或いは今回の旧軍港市の転換法案と大体同じようなものでありまして、ただそれに加えて委員会に関する規定が加わつておるといふ関係になりますので、殊にこの法案の十三条でありますとか、そういう条文を見てみますと、やはりこれは東京都という自治体に関して、他の自治体と違つたこの取扱をいたしていることになりまして、一般自治体に関する法規と違つて、この東京都だけに適用される特別

法という関係になり、特に普通財産の譲与を受けることができるような新しい権利義務の発生を規定しておりますから、これはやはり住民投票の必要があるのではないかとこのように考えます。

北海道の開発法案につきましては、これは専ら問題になると考えますのは、この法案の第二条でありまして「国は、国民経済の復興及び人口問題の解決に寄与するため、北海道総合開発計画を樹立し、これに基く事業」云々というこの条文が専ら問題になるのではないかと考えるのであります。この条文はいろいろ考へ方があると考えますが、北海道という地域を押さえて、別に北海道という自治体を押さえないで、その地域の開発、而もその開発は国民経済の復興、人口問題の解決という国家全体の見地から行う事業であるというふうに取りましますと、これは自治体に関する自治行政の特例というのではないということになります。憲法第九十五条の関係はないのではないかとこのように一応考へが成立つてはなからと考へます。ただ実質的に考へまして、反射的に、こういうふうな国が北海道の開発計画事業を行なつて行くというところになると、北海道の自治行政がそれだけ影響されて行くわけでありまして、実質的に申しますと、反射的には非常に影響がありますから、その特別な北海道という自治体の権利義務に影響を及ぼすということも言ひ得ると思ひますが、その点は非常に微妙な問題であると思ひますが、まあこの二条の書き方と考へまして、地域を単に押さえて、国がそういう開発計画を樹立して行くというふうに取りつて、

この方はまあ九十五条に該当しないといふふうな解した方が妥当ではないかといふふうな考へます。

○委員長(岡本要祐君) 法制局長の全般の首都建設法案に関する御議論に、私は疑問があるのですが、それは第十三条に「国は、首都建設計画に基く都市計画事業の用に供するため、必要と認めるときは、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に對し、普通財産を譲渡することが出来る。」とあるのですが、これは譲渡することが出来るというものでないのです。その「譲渡すること」が出来る」という意味はどういう意味だということが大蔵省の当局に質問したのであります。これは譲渡し得ないのだから、勿論無償譲渡はできない。尚、その割引もできない。普通の規定によるのだということであるならば、この法律による特別の権利義務の関係でない。それから十、十一、十二、十三条についても、これはその程の権利義務の得喪という関係の行為ではないだらうと思ひます。だからどうも地方公共団体に對して住民投票に問ふ程の必要もないじやないかという疑問が起るのです。それじやもう一度御研究願ひしよう。それで又月曜日にお答えを願ふことにいたします。

○鈴木直人君 それに関連いたしまして、私も必要はないのではないかとこの見解を発表したのであります。先般の連合委員会において発表したものであります。併しながら、それは強い確信の下に発表しておるわけじやない。ただ十三条がやや一般投票によらなければならぬといふことを含むような条項になつておるけれども、これは非常に軽いものであり、今委員長が言われたと同じような意味であつて、そのために東京都民全体の一般投票を要求するといふ程度のことを強いる必要がないんじやないか、こういうことを実は考へておるわけなのであります。その内容を見ますと、首都建設委員会というものを総理庁の外局として置くということが、その内容の殆んど全部になつておる。そしてその委員会の構成なり、委員会の機能なり、組織なりというふうなものが書かれてあつて、そしてその内容が今法制局長が言われたように、東京都に關することを取扱う委員会ではある。従つてその委員会が東京都のことを取扱う委員会であるからといつて、これは東京都民の権利義務に直接的な効果を齎らすものではないので、考へ方によりまして、総理庁が行政するという方面の外局を設置するのだといふ、一つの官庁機構を殖やすのだといふ法案に過ぎないやうに思われるのですが、そういうふうな外局を作るために、そういうふうな委員会を総理庁の外局として作るために、それがいいか悪いかというやうなことを東京都民に一億円もかけて、もうして一日を費して投票させるだけの内容があるだらうかといふ實際論から考へて、そういう意見を述べて置いたわけでありまして、その後実は立案者に聴いて見ますと、この都市建設法案というものは、最初においては、相当その東京都民の権利義務に關係するやうな内容があつて、それが主たる目的であつたといふ、丁度昨日日本會議を通りました、別府観光温泉都市建設法案、あれを同じやうに、ずつとこの直接的に住民の権利義務に關係するとこ

ろの、利害關係のある要素を持つた法案がその内容の重点であつて、そうしてそれを目的としてつまり立案して、やはり憲法の条項も適用されるという観点から規定して置いた。ところがそれを立案して、段々關係方面と打合せたり、いろいろやつてみる間に、その条項というものは、殆んどそれはいけないうふうになつてしまつて、そして事實的にはもう委員会設置法案のやうな内容になり終つてしまつて、ただ十三条にちよつとそういうものが残つておるといふ程度になつてしまつたのだといふ過程を聞いておる。そうすれば、立案當時はそういう規定は必要だつたのだが、今の段階では要らなくなつたのじやないか。併しながらその當時必要な条文がそのまま残つておるといふやうな経過になつておるといふやうなことも想像して見たらいたわけなのであります。併しながら、これは憲法の解釈に關係するのでありますからして、これは慎重に今研究をされるべきものだと思いますので、ただ私はちよつとした感じというものを、強い意見ではありませんが、入割程度の強い意見ではあるけれども、そういう疑問があるために、一応その程度の私の見解を発表いたして置きたいと思ひるのであります。

○法制局長(奥野健一君) 今鈴木さんの言われましたやうに、私もその国家行政組織の中に、この特別の外局のやうな委員会及び審議會を設けて、或る特別な都市に關する事務を審議するといふふうには、行政機構を殖やすといふことだけの場合は、勿論これは憲法の九十五条には該当しないといふふうな考へております。要するに憲法九十五

条の場合は、特殊な一の地方団体だけについて、特別の負担を与えるとか、或いは特別な権利義務を生ぜしむるといふような内容の法律の場合だけを考へておつた。調べて見ますと戦災都市じやないのではありません。大分の方は戦災都市であるけれども、別府はちよつとも戦災を受けません。そういうようなわけで明らかにそれは法案の不備である。而も本会議前にその誤りが気が付いておつた。それが修正されないで昨日本会議で議決を見ることになつたわけですから、この点は法制局でも将来よく気を付けて頂きたい。将来においてそういう法案が通るようなことのないように願ひたいと思います。

○委員長(岡本愛祐君) 外にこの問題について御質疑はございませんか。それでは法制局長から法務府並びに衆議院の法制局長とよく相談されまして、この問題は形式的、実質的に非常に大きな問題であります。東京都の住民の一般投票を煩わすということになります。一億円という住民に負担を煩わすということになります。よく調査を願ひたいと思います。それから建設委員会の方でこの法律案を審議して下さいますから、その方とも連絡して下さいまして、あちらに軽率な可決がないようにして頂きたいと思ひます。

尙ついでに申上げておきますが、別府国際観光温泉文化都市建設法案について、この委員会と連合審査をいたしましたときに、附則に、憲法九十五条によつて住民投票に附するという規定を欠いてゐるのです。その点を質しましたところ、それはなくともいいのだ、当然なんだという話でありましたけれども、そうも言ひ切れないといふうな私は気がする。だから気が付いたときには改めたらどうかということをして置いたのであります。併しそれもやらなかつた。それはとにかくとして、第七條において、特別都市計画法の、戦災を受けた都市にのみ適用のあ

るべき法律が、戦災を受けない、戦災都市でない別府市に適用があるといふようなおかしい規定がありまして、これも実は私共は気が付いておつた。併し誤つて別府市が戦災都市のように思つておつた。調べて見ますと戦災都市じやないのではありません。大分の方は戦災都市であるけれども、別府はちよつとも戦災を受けません。そういうようなわけで明らかにそれは法案の不備である。而も本会議前にその誤りが気が付いておつた。それが修正されないで昨日本会議で議決を見ることになつたわけですから、この点は法制局でも将来よく気を付けて頂きたい。将来においてそういう法案が通るようなことのないように願ひたいと思います。

○鈴木直人君 只今委員長から法制局長に對して、関係方面と言ひますか、衆議院の法制局とか或いは法務府方面の見解を聴くようにといひお話もありましたが、その際について聴いて頂きたいと思ひます。それは憲法の九十五条というものと、その法律との関係なんです。即ち例へば別府の法律、昨日通りました法律を例に取つて見ますれば、別府の法律の中には住民投票によるという規定が、今委員長の言う通りない。そういう際にそういう法律の条項がなくとも、実質的にいふやうな一つの地方公共団体のみに適用される特別法である九十五条の適用のある内容の法律であるといふうに解釈される場合において、この憲法の九十五条によつて、別府の法律の中にはそういう規定はないけれども、憲法九十五条によつて一般投票によらなければならぬものであるかどうか、又逆に言へば、常に九十五条の適用があるといふ

条文がその法律の中に規定されておらなかつた限りにおいては一般投票をやらなくてもよろしい。例へば例を別府に取れば、別府にはそういう規定がないから或いは憲法九十五条を適用しなければならぬ内容であるかも知らんけれども、別府の法律の中にはないから一般投票はやらなくともいいのだといふうな解釈になるか。常に法律に規定しておかなければ九十五条というのは効果が無いのであるか。或いは法律に規定してあるが、なかつたが、実質的に九十五条に該当するといふものならば、一般投票をやらなければならぬといふものであるか。その点は今どうお考えになるか、或いははつと研究されるならばそれからでもいいです。

○法制局長(奥野健一君) その点につきましては、私は尙も九十五条に該当する以上は法律にそういう住民投票をやるといふ規定がなくとも、当然やらなければならぬものであるといふうに考えまして、その点は広島及び長崎のときにはそういう規定は置いておきませんけれども、当然そういうことになるものとして取扱われたのであります。ただ旧軍港転換法の場合に初めて九十五条の住民投票をやるといふことを特に規定したものであります。それは四都市が全部過半数の同意がなければいけないのか、そのうちに一つだけが過半数で得られなかつた場合に、あの法律全体が駄目になるのか、残りの三軍港だけにやはり適用があるのかといふことが問題になります。その点を明らかにするやうな意味で、全部が過半数のあれがなくて

も、過半数を得た軍港都市だけにはあの法律の適用があるといふことを明確にする必要上、その前提として先ず九十五条の投票をやるといふことを一項に書いたものであります。実は当然書かなくてもいいのを書いたといふことになるのであります。それに倣つて、九十五条の住民投票をやるといふことを書く例が段々出て来たやうに思ひますが、これは当然なことを明かにするといふ意味で書いておるものであつて、それがなくても九十五条に該当することが明確である以上は、当然住民投票をやらなければならぬものであるといふうに考えております。その規定がなくても当然九十五条に該当する場合は住民投票が必要であると考へます。

尙先程委員長がお触れになりました別府国際観光温泉都市に関する法律の中に、特別都市計画法の適用があるものとするといふうになつております。これは、参議院の法制局といひましたけれども特別都市計画法というのは戦災都市だけに關する規定なのだから、おかしいから一応除いて貰ひたいといふので、或る議員にお願いいたしまして、修正案を提出することになつて、この点についてはGHQのオーケーも参つたのであります。修正動議のためには二十人の署名が必要といひますので、その二十名の署名者を取ることができなかつた關係上、本会議で修正して頂くことができなかったやうな結果になつたことを御報告いたします。

○鈴木直人君 そうしますと、法制局長の見解によれば、別府……名前がむずかしいのでただ別府と略して言ひますけれども、別府に關する特別法については、そういう条項がなくとも法律上は差支ない、こういう見解になるわけですが、そこで又お聴きたいのは、九十五条の適用がある法律であるといふことを誰が一体認定することになるか。いわゆるそれ、別府なら別府、広島なら広島が独自のそれ認定して行くのかといふ点がはつきりしてない。従つて私は立法としては、法律の中にこれは九十五条の適用ある特別法であるといふことを具體的に、その都度その都度立法の中に入れて置くといふことが一番いい立法方法じやないか。それに入つてないのに、この法律は特別法が適用される、この法律は特別法が適用されないといふ見解を以て行くといふことになると、誰がそれを決定するかといふことがはつきりしないといふ点があるので、できるならばその法律の中に入れるべきである、こう考へております。そこで認定する主体は誰か、それを一応お聴きしたいと思ひます。

○法制局長(奥野健一君) お答えいたします。地方自治法第二百六十一条によりまして、一の普通地方公共団体のみに適用される特別法が国会において議決されたときは、衆議院議長は、当該法律を添えてその旨を内閣総理大臣に通知しなければならぬ。その通知に基いて住民投票の手続が行われますので、結局衆議院議長がそれを必要とするといふことを認定することになると思ひます。

尙鈴木さんのお話のように、法律で明かに住民投票が要する旨を規定することは非常に結構なこと、そういう場

合はもう法律で有権的にそれを開明しておるわけでありますから、成るべくこれからはそういうふうにはつきり法律で規定する方がいいと考へます。そこで先程問題になりました別府国際温泉都市に関する法律の修正をお願いしようとしたときに、やはりその点を住民投票が要するという附則をも附けましてオーケーを得たのであります。したが、先程の経過のようにその修正ができなかつたことを合せて御報告する次第であります。

○鈴木直人君 ちよつともう一つ、二百六十一条によつて承知いたしました。そこで或いは、衆議院提案になつておりますが、その際衆議院としては、この二百六十一条によつて処置されるべき内容のものであるという見解の下にこれを通過したのか、或いはあはれは必要ないものであるという見解で通して来たのか、その点をお聴きしたいと思ひます。

○法制局長(中野哲夫君) ちよつと速記を止めて頂きたいと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 速記を止め

【速記中止】

○委員長(岡本愛祐君) 速記を始め

○鈴木直人君 今のところは大体了承しました。

次にもう一つお聴きしたいのですが、今委員長から話されました戦災都市にのみ適用あるところの法律、いわゆる特別都市計画法ですね、それが別府市にも適用あるものとするという条文だつたと思ひますけれども、そういうふうな法律があつた場合、事実上戦災都市でなかつたという事案があつた場合には、そういう規定があるにも拘らず、それが適用するとなつていて、準用するとなつていないのですが、本間に法律の効果として適用が出て来るかどうか、或いはそういう規定はあるけれども、戦災都市でない、事実上基いて戦災都市というものでないのだから、実はその法律の規定というものは死文になるのだ、こういう解釈ですか、その解釈をお聴きしたいと思ひます。

○法制局長(奥野健一君) その点は実は非常にむづかしいのでございまして、まあ戦災都市じゃないから当然適用がない、無用のことを規定したのじゃないかという議論も一応考えられますけれども、苟くも法律を以て特別都市計画法の適用があるものとするとやつてしまつた以上は、その法律で、戦災都市でなくとも、特別都市計画法が適用されるということになると考へます。

○鈴木直人君 私は準用するということとあればその法律は準用されるから当然準用できるけれども、適用するということになりますと、戦災都市でないものが戦災都市にだけ施行されるところの法律の適用ということはどうもあり得ないように思ふ。準用するならば分るのだが、適用はあり得ないように思ふのですけれども、どうですか。

○法制局長(奥野健一君) 実は広島とか、長崎の場合は、もう当然特別都市計画法の適用が前からあつたわけなんです、が、あゝいう特別法が作られました結果、そういう特別都市計画法の適用がなくなるのではないかと、うちよつと疑問がある関係上、依然として適用があるものだという意味で注意的に規定したので、実は余り意味のある規定ではなかつたのであります。その意味で特別都市計画法の適用があるものとすると、妨げないというふうな意味で当然あるのだということを、新しく適用する趣旨がやなく、もう従来あるものだという意味で書いたもので、非常にその点は極く考へておつたのです。が、今度のように戦災都市でもない所に「適用があるものとする」とやつてしまへば、改正法律を以て適用してしまふということになりはしないかと実はその点は心配してゐるのですが、い

う、いへば本質ではないのであります。が、手続的なものではあります。が、一応衆議院議長がそれを判定するということになると思ひます。

○鈴木直人君 そうしますと、私に対する答弁とちよつと違つておるのですが、私は一つの地方公共団体の上に適用される特別法であるかという質問に對して、二百六十一条によつて衆議院議長がそれを決めて、そうして通知するのだという話でしたが、今はそう

○委員長(岡本愛祐君) 外に御質疑ございませうですか。法制局長に私の意見を申上げますが、「適用があるものとする」という言葉の用ひ方は、これは書かなくても適用があるのだけれども、念のために書くのだという言葉の用ひ方だと私は思ひます。別府の場合は、この第七條で特別都市計画法の適用があるものとするとしたのは、これは明かに間違ひだということをお私に言えると思ひます。つまり、だから間違ひであつて無効であらうと私は思ふのですが、その間違ひを気が付いておつてやつたことがいかんかと私は思ひます。

出ておるのですが、なかつたとすれば、それは適用するの適用しないのか、つまり住民投票にするのかしないのか、さつぱりわけが分らない。それを法律で決めてないものを、衆議院議長が二百六十一条によつて独断に決めてしまふということも非常におかしい話だと思ふ。だからこの二百六十一条の規定というものは、そういう衆議院議長が有権的解釈をするという規定でなくして、これは法律に住民投票の規定があるものを、そういうものを通したからということをお念のために通知するものではないでしょうか。

○法制局長(奥野健一君) お答えいたしますが、地方自治法の二百六十一条は結局手続的な規定だろつと思ひます。ですから若し憲法九十五条に該当しないものを、衆議院議長が仮に間違ひして住民投票を必要とするというように考へて、そういう手続を假にしたとしまして、その結果過半数の投票が得られなかつたというふうな場合を考へて見ますと、その場合は住民投票をやらなくとも、元來九十五条に該当しない本質を持つておる法律であれば、法律の効力が生ずるということになりますし、それから又逆に、要る場合であるにも拘らず、衆議院議長が要らないものと考へて住民投票をやらなければ、それはやはり実質上要るものであれば、住民投票がなければ法律の効力を生じない。そうすると結局その法律を適用する問題が起きた場合に、結局最高裁判所がその法律が有効であるかどうかというのを決定するということになると思ふのであります。一応は手続上は衆議院議長が認定して住民投票の手続を内閣に採らしむるとい

う、いへば本質ではないのであります。が、手続的なものではあります。が、一応衆議院議長がそれを判定するということになると思ひます。

○鈴木直人君 そうしますと、私に對する答弁とちよつと違つておるのですが、私は一つの地方公共団体の上に適用される特別法であるかという質問に對して、二百六十一条によつて衆議院議長がそれを決めて、そうして通知するのだという話でしたが、今はそう

○法制局長(奥野健一君) 一応衆議院議長が決定して住民投票を行なつたりなんかするということになります。が、間違ひで、その九十五条にいわゆる一の地方公共団体のみに適用する特別法でないのに、あると考へたり、特別法であるのに、ないと考へたやうな場合には、結局その法律が効力があるかいかという問題の起きた場合において、最高裁判所が認定するということにならざるを得ないと思ふのであります。

○鈴木直人君 今のところは大体了承しました。

すが、その前において第一次的に、衆議院議長が一応これに該当すると思つて住民投票をやるといふことになるので、衆議院議長が一応そう考へて住民投票の手続を進めて行くといふ意味で、衆議院議長が特別法かどうかといふことを認定するのだといふことをお話ししたのでありまして、それが最終的なもので、たとへ九十五条の特別法に該当しなくても、衆議院議長が特別法だと思へば、それが九十五条の特別法になるかといふと、それはならない。本質的なもので、衆議院議長がそれ思つたからといつて、特別法に変わつて来るわけじゃないので、本質はやはり九十五条の解釈の問題と言ひますか、その法律の問題になつた場合に最高裁判所の認定ということになるのでありますが、その段階において一応その特別法かどうかという決定権は衆議院議長が持つといふふうに考へております。

○委員長(岡本愛祐君) 外に御質問ございませんか。

それではこの住民投票の問題は、先程法制局長に調査を依頼した首都建設法案なるものを、住民投票に付する必要があるかどうかの研究と、それから今問題になつた憲法九十五条の規定によつて住民投票に付するものという規定がない場合に、付すべきかどうかの有権的解釈は、最後の決定はあなたの説明の通りでいいかどうか。衆議院議長の地位は手続に止まるかどうか、そういう御研究を一つして頂きたいと思ひます。これは急ぎますから、なるべく早くお願いいたします。それから、別府で規定された特別都市計画の問題ですが、この条文があるた

めにどういふ実質的の効果を及ぼすか、そういうことも衆議院の方と御相談したいと思ひます。これは衆議院の発案ですから。

それからもう一つ、首都建設法案について、ついでに地方自治庁の方にお尋ねして置きたいと思ひます。附則第三項で「前項の投票に関する費用であつて公の機関が負担することが相当と認められるものは、東京都の負担とする」という規定があるのです。これは初めてこういう住民投票とかという制度におけるその費用を地方公共団体に負担させる法律なんですから、これについての意見を一つお聴きたいと思ひます。

○政府委員(高辻正己君) 只今委員長から御指摘になりました点につきまして、意見を申し上げさせていただきます。

御承知のようにこの住民投票の場合の費用は、地方自治法の現行規定によりますと、直接に規定してござい

別法につきまして、こういう先例ができることにつきましては、ちよつとどういふものであるかというやうな感じを持つてゐる次第でござい

○委員長(岡本愛祐君) この問題について御質問ございませんか……じやそういうやうな問題があるといふことを御承知を願ひます。これは法律の体裁としては、施行令という政令を法律で以て、その部分を改めた、この場合に限つて特例を設けたと、こういうふうに解釈していいのですか。

○政府委員(高辻正己君) 只今おつしやいましたように、この法律が特別に、普通の場合と違つた建前を採つたといふふうに解せざるを得ないと思ひます。ただちよつと気にかかりますのは、これがやはり今後の先例として何か将来の立法を拘束するようなことになりはしないかという懸念を持つてゐる次第でござい

○鈴木直人君 それに関連してお聴きたいと思ひます。私は国の予算の關係で、そういう予算がないといふこともあつて、而も東京都がそれを熟望するといふ、こういう法案であるから、東京都においてはこれは出していいという考へ方ができて、それじや法律の中に特例を認めようということになつたのではないかと、こう想像するんですけれども、前の広島、長崎の場合の一般投票の場合には、それは国で負担することに、この地方自治法の施行令においてはなつておるから、当然これは国費で負担するものであらうし、又別府等において、そういうことが行われるやうなことがあるとするならば、現在の別府の關係の法律には、その規定がない。又旧軍港都市法案の中

にもその規定が現れていないといふことになりま

○政府委員(高辻正己君) お説のやうに外の方に……

○鈴木直人君 前の先例から……

○政府委員(高辻正己君) 先例の点につきましては、特別にこういう規定が

○鈴木直人君 広島、長崎においてはどが負担したかといふことです。

○政府委員(高辻正己君) その場合には勿論国が負担するということになつております。予備費から出したさうです。

○委員長(岡本愛祐君) 首都建設法案につきましては別に御質問ございませんか……それでは首都建設法案の問題は一応この程度に今日はいまして置きます。尚もう一つお諮りをいたしたいことがござい

は五大都市であります。ところが五大都市以外の地域で競走場が設けられて競走をいたすことになりま

○鈴木直人君 競走場が設けられて競走をいたすことになりま

○鈴木直人君 競走場が設けられて競走をいたすことになりま

○鈴木直人君 競走場が設けられて競走をいたすことになりま

○鈴木直人君 競走場が設けられて競走をいたすことになりま

費を含むものとし、これに対する相当額として施行者はその収入とすべき金額の中から勝車投票券の売上金額の百分の二を下らない金額を当該市町村に交付すべきものとする。石決議の実施方法として、競走の監督者たる通商産業大臣は模範経費支出例中に本附帯決議の内容を含むものを作成し、あらかじめ施行者に周知せしめることにより決議の実施を期する。これを附帯決議としてお附け願うことにして、これを必ず守らせるといふことにして、この法案を通して頂きたいという申入れがございました。そこで先程お手許に廻しました附帯決議の案というものを立てて見ましたが……これを朗読させていただきます。

○調査員(法貴三郎君) 朗読いたします。

「一、小型自動車競走を施行する都道府県が、競走場所所在地の市町村に對して、当該競走の実施に關連してその市町村が必要とする施設費、秩序維持費等に充てるため、適當な方法により勝車投票券の売上金額の百分の二以上の金額を交付するよう措置すること。

二、小型自動車競走は本邦において最初のものであり、競走の安全と公正を期することが極めて重要である。よつて政府はその指導により、中央に學識経験を加えた一の適當な自治組織を設けしめ、これにより、小形自動車競走の健全なる発達に資せしむるよう措置すべきものとする。

三、通商産業大臣は本法の施行に關する省令等の中に、本附帯決議の趣旨を實現するよう必要の規定を置

くと共に、施行者その他の關係者に對する指導に努むべきものとする。

○委員長(岡本愛祐君) そういうような附帯決議をすることにしまして、修正までには及ばないじゃないかという考で立案して見たのでございますが、御意見如何でございましょうか。

尙私は一昨日日警方面から、この自動車競走の方の競走について八百長が非常に多い。ところがその八百長があつても、それが収賄をしない以上はなにか／＼その八百長選手を処罰するわけに行かん。殊に収賄したかどうかという点は、非常に立証が困難であつて、八百長を根絶することはなか／＼できない。それで困つておるといふ話がありました。それも採入れまして、この今の原案に三とありますのを四にして、その前に競走について八百長等の不正を行つた選手その他については罰則の規定の適用を免れる者と雖も、登録を禁止する等嚴重な処置をすること、というやうなことを附帯決議したかどうかという案もございまして、御意見如何でございましょうか。

○鈴木直人君 その決議は法律に基くものではないのですから、その決議に基いて、それだけの金を交付することになるのですが、それは地方財政法上どういふやうな性質のものになるんですか。法律で當然やるならいいんですが、決議案で実質的にやる場合には……

○委員長(岡本愛祐君) 審附金じやないですかね。

○鈴木直人君 そういう審附金というのは、どういふ手続でやるんですか。

○政府委員(玉置敬三君) 只今ここで拝見いたしました、まだ提案者の私共打合せも実は受けておらないやうな次第でございまして、十分研究してか

ら……

○鈴木直人君 私のお聴きする要点は、この法律の中に規定するならば当然これは交付しなければならぬということになる。ところが決議案ということになると、これは交付しなくてもいいやうなことになるんですが、通産省当局としては、今後運営する上において決議案を尊重するということであるかどうか、この点が一つ。もう一つは、そういう交付する金の性質は、地方財政法上、どういふ性質のものであるか、いわゆる補助金とか、交付金とか、審附金、分担金、いろ／＼性質がありますが、どの条項に基くところの金であるか、その性質です。地方財政のそれを一応研究して置いて頂きたいと思ふのです。

第一点だけは答弁できると思ひます。……

○政府委員(玉置敬三君) 通産省といふたしますれば、国会で御決議願ひました附帯決議その他につきましては、十分尊重して私はやつて行きたいと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 鈴木委員にお諮りしますが、今日は地方自治庁の財政の方から参つておりませんから、これは向うへ通知しましてこの次の機会に答弁いたさせます。

○岩本哲夫君 この間僕が要求して置きました各都道府県、或いは重要都市等の二十五年度予算案をお取寄せ願ひたいのですが。

○委員長(岡本愛祐君) 一昨日もこういう答がありまして、都道府県の予算そのものを急に揃えなければならぬなにか行かん、だからその集計を提出した

い、こういうことでした。

○岩本哲夫君 これは各府県の予算案を集計したのですか。

○委員長(岡本愛祐君) 各府県から出したものを集計したものです。で、各府県から出したものは一部はありますけれども、全部委員に差上げる程今揃わないと思ひます。

○鈴木直人君 私はもう一つ念のために申上げて置きたいと思ふのは、この決議案によつて、その町村に交付するやうになるわけなんです、実はこれが審附金のような性質で、そうして警察が取締るためにこれは使われるものであります。自動車を施行する人は都道府県乃至大都市でありますけれども、いわゆる委託を受けて実施するのは一つの団体になるわけです。ところが往々にして民間の団体というものは審附をしたり、金を出したりしますと、警察を自分が使つてゐるんだという感じになり易い。従つて自分金を出して、そうして取締つて貰つておるのである。こういう考え方を持つことになりまして、この警察取締官に対する精神的な影響というものは非常に大きい。警察も、自分達が取締つてゐるところの費用の相当部分というものは、この自動車競走実施者がここでやつて行くそのためにその利益から審附金を貰つてゐるのだと、こういうふう

に、何と言ひますか取締と金との關係が直接的に結び付けられるというやうなことになりまして、却つてそれが取締の厳正、公平、本當に自治体のために治安を維持するのだという正しい氣持に非常に僻んだ影響を与える憂いがある。私はそういう競走を開くために

取締上必要なものは、より多く取締の経費が掛かるわけですから、そういう負担はするということとは、これはいいと思ひますけれども、今のやうな直接的な關係を持たないやうに一つ配慮して頂きたいというのを私に念のため申上げて置きたいと思ふのです。

○委員長(岡本愛祐君) 御尤もです。それで私が仮に作成しました附帯決議案におきましては、この維持費のみでなく、施設費等も入れまして、そうして市町村に對して、こういうやうにして、警察直接の審附金ではないつもりであります。尙これについて提案者の一人であられる衆議院議員の栗山さんから發言の要求があります。

○衆議院議員(栗山長次郎君) 只今鈴木委員から御指摘になりました点については、十分警戒を要する点であります。その金の動きます経路は、決議案の中にございまして通りに、都道府県及び大都市方面では施行と申しますから、施行者の収入となるべき金額の中から当該市町村に交付するのでありますから、民間の団体の手は一切經由いたしません。いゝば上級の自治体から、そういうことがあるかどうか知れませんが、下級の自治体の方に直接交付されるのでありますから、そこには情実關係が入らないで済むであらうと想定いたしておるわけであります。

○委員長(岡本愛祐君) この問題につきましては、外に御質疑がございせんでしたらこの程度にしておいて、提案者側と通産省側とよく相談をして貰つて、今までの御質疑のことをお諮りしたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡本愛祐君) ではさういふふうにと計ります。それでは本日はこの程度で散会をいたします。

午後零時二分散会
出席者は左の通り。

委員長 岡本 愛祐君
理事 岡田喜久治君
委員 三木 治朗君
岩本 哲夫君
竹中 七郎君
柏木 庫治君
西郷吉之助君
島村 軍次君
鈴木 直人君
太田 敏見君

衆議院議員

栗山長次郎君

政府委員

総理府事務官
兼法務府事務官
地方自治庁
連行行政局長
法制意見
総務室主幹
通商産業事務官
(通商機械局長) 玉置 敬三君
事務局側
常任委員会調査員 法貴三郎君
法制局側
法制局長 奥野 健一君
参事(第三部長) 中野 純夫君

四月七日日本委員会に左の事件を付託された。

一、都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律の一部を改正する法律案(岡本愛祐君外十四名発議)

都道府県の所有に属する警察用

財産等の処理に関する法律の一部を改正する法律案

都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律の一部を改正する法律

都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律(昭和二十四年法律第七十五号の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

第一条の二 前条第一項の規定により国が取得した財産及び物品で、国家地方警察に必要となつた時において市町村警察(特別区が連合して維持する警察を含む。以下同じ。)に必要なものは、国が無償で当該市町村(特別区が連合して維持する警察に係る場合は、都以下同じ。)に譲渡するものとする。

警察法附則第九條又は前項の規定により市町村が取得した財産及び物品で、当該市町村警察に必要となつた時において国家地方警察に必要なものは、当該市町村が無償で国に譲渡するものとする。

第二条中「前条」を「前二條」に、「国」を「国又は市町村」に改める。

第三条中「第一条」の下に「及び第一条の二」を加える。

第四条中「第一条」に規定する国家地方警察を「第一条又は第一条の二に規定する国家地方警察又は市町村警察」に、「又は都道府県知事」を「都道府県知事又は市町村長」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

四月七日日本委員会に左の事件を付託された。

一、私鉄に対する地方税等免除の請願(第一六七二号)

一、創作芸術舞踊の入場税軽減に関する請願(第一六七九号)

一、財団法人の試験研究機関に対する地方税減免の請願(第一六九七号)

一、私鉄に対する地方税等免除の請願(第一七一四号)

一、自治体警察の財源強化に関する請願(第一七二五号)

一、自治体警察の財源強化に関する請願(第一七二六号)

一、付加価値税および固定資産税課税反対等に関する請願(第一七四三号)

一、平衡交付金法案中一部修正に関する請願(第一七七六号)

一、積雪寒冷地の平衡交付金に関する請願(第一七九七号)

一、消防機構の強化拡充に関する陳情(第一九三三号)

一、地方税法中一部改正に関する陳情(第一九七号)

第一六七二号 昭和二十五年三月二十二日受理

私鉄に対する地方税等免除の請願

請願者 東京都千代田区丸の内三ノ四私鉄経営者協会内 村上義一

紹介議員 早川慎一君

私鉄は、公共性、国家監督を受けている点等因鉄と全く同一の立場にあるにもかかわらず、国鉄が免除されている国税、地方税等を負担しているため営

業困難となつてゐる。しかるに今回の税制改革により、私鉄に対する地方税が昭和二十三年度の十三倍となること

は、低運賃政策のため苦しんでいる私鉄の経営に致命的打撃を与え、壊滅に陥れるものであるから、私鉄の危機を打開するため、地方税法を改正する等必要な処置を講ぜられたいとの請願。

第一六七九号 昭和二十五年三月二十二日受理

創作芸術舞踊の入場税軽減に関する請願

請願者 東京都港区麻布霞町三

藤陰静枝外五名

紹介議員 田村文吉君

創作舞踊は、音楽、絵画、彫刻、文学等あらゆる芸術を総合した新しい芸術で、平和日本の文化を高めるとともに、わが国の文化を内外に紹介する芸術分野である。しかるに今回の税制改革においては、一般演劇同様十割の課税対象となつてゐることは、極めて遺憾であるから、創作芸術舞踊の入場税を四割に軽減せられたいとの請願。

第一六九七号 昭和二十五年三月十三日受理

財団法人の試験研究機関に対する地方税減免の請願

請願者 東京都千代田区内幸町二ノ三研究資料協会内民間研究所

懇談会内 仁科芳雄

紹介議員 岡本愛祐君

財団法人の研究所は、この度の税制改革で国税の軽減には何等均てんせず、拡充された地方税のみを負担する窮状にある。科学技術の振興は、わが国の産業貿易の将来を決するべきであるか

ら、民間研究機関に対する一部地方税を減免されたいとの請願。

第一七一四号 昭和二十五年三月十四日受理

私鉄に対する地方税等免除の請願

請願者 東京都台東区永住町四一四日本私鉄労働組合関東地方連合会内 後藤甲吉

紹介議員 村上義一君

私鉄事業は、国民経済に直接重大な影響を持つ公益事業であるにもかかわらず、シャープ勧告に基づく税制改革によつて、私鉄に対し固定資産税、附加価値税、電柱税、軌道税等の課税を強行しようとしているが、このような無謀な課税が決定されると私鉄企業は破壊され国民生活に及ぼす影響は計り知れないものがある。国有鉄道および公有軌道が免税されておきながら、それより悪い立地条件で運営されている私鉄に重税が課せられることは矛盾しているから、私鉄に対しても国有鉄道および公有軌道と同様に免除とされたいとの請願。

第一七二五号 昭和二十五年三月十四日受理

自治体警察の財源強化に関する請願

請願者 神戸市議会議長 片岡常松

紹介議員 岡本愛祐君

自治体警察において担任している行政事務のうち、現在国家的行政事務が相当数あるため市町村はばく大な経費を負担して苦しんでいるから、(一)留置場を代用監獄に利用する場合の国庫支出金の増額、(二)渉外事務処理、取得金品取扱、密輸没収金品取扱等に要

する諸経費の国庫支弁、(三)警察財源としての起債増額の認証等の処置を講ぜられたいとの請願。

第二七二六号 昭和二十五年三月二十四日受理

自治体警察の財源強化に関する請願
請願者 横浜市議會議長 小澤二郎

紹介議員 岡本愛祐君

警察制度改革以来すでに二年、自治体警察の運営も漸く軌道に乗りつつあるが、現在自治体警察が執行している事務中には当然国庫において負担すべき経費を市町村が負担している実情であつて、地方自治体としては堪え得ない重荷となつてゐる。このような有様では今後の自治体警察の発展は望み得ない。とくに横浜市は第八軍の根拠地である関係上警備、渉外事犯の捜査、犯人の押送、収容を始め密入国者強制送還に要する経費は年間三千万円を超えている現状であるが、財政的窮乏は警察費の支弁に幾多の困難を生じているから、これら経費の国庫支弁、平衡交付金の増額等の方途を講ぜられ、さらに自治体管内における拾得金の収入帰属を国庫より自治体に移されたいとの請願。

第二七四三号 昭和二十五年三月二十七日受理

付加価値税および固定資産税課税反対等に関する請願
請願者 神戸市長田区四番町八ノ七七神戸民主商工会内 鳥越殿

紹介議員 宿谷榮一君

六千六百億円に及ぶ昭和二十五年度予算は、国民大衆に対して低賃金、重税

を押し付け、一方外国資本に対しては、ばく大な利益を保障し、国民大衆の生活を破壊に導くものであるから、大衆の生活を保障し、福祉を増進するために、付加価値税および固定資産税の課税を中止するとともに、各種税目の免税点引上げ等の処置を講ぜられたいとの請願。

第二七六号 昭和二十五年三月二十八日受理

平衡交付金法案中一部修正に関する請願
請願者 鹿児島県議會議長 増田 静

紹介議員 島津忠彦君

近く審議を予定されている地方財政平衡交付金法案は、地方の特殊事情よりみて、それらの実情に即しない点が多いから、地方財政平衡交付金法第十二条第一項に規定する測定標準に橋の数、港灣の数、面積および島の数、納税義務者数、小学校の学校数等を加えられるたいとの請願。

第二七九号 昭和二十五年三月二十八日受理

積雪寒冷地の平衡交付金に関する請願
請願者 福島県議會議長 蓮沼龍輔

紹介議員 橋本萬右衛門君

東北地方は、積雪寒冷の自然的条件のため、生産および生活上の損耗もじりしく、かつ産業の開発、文化の普及がはなはだ遅れている。ことに福島県は、その被害が大きく県民は塗炭の苦しみにあえいでいるから、今回の税制改革に当り、税負担の公平適正を期するため、積雪寒冷地の特殊事情を考慮

して平衡交付金の合理的配分を実施せられたいとの請願。

第二九三号 昭和二十五年三月二十三日受理

消防機構の強化拡充に関する陳情
陳情者 北海道稚内市宗谷支庁内北海道宗谷地方消防団長会内 森田次郎

消防組織法の施行によつて、従来警察機構の下にあつた消防制度が自治体消防として発足し、市町村の自主的な責任において管理運営されているが、市町村財政窮乏、指導監督権の排除等により、消防制度は弱体化されつつあるから、(一)消防施設強化のための起債を許可するとともに組織法第二十五号の国庫補助を実現すること、(二)消防教育機関を設置すること、(三)国家消防庁ならびに都道府県知事に措置監督権を与えること等消防機構の拡充に関する処置を採られたいとの陳情。

第二九七号 昭和二十五年三月二十三日受理

地方税法中一部改正に関する陳情
陳情者 東京都千代田区紀尾井町上智大学演劇研究会内 尾崎肇治

学生の演劇あるいは音楽は学校教育の一部である研究活動であり、その発表の際の入場税は経営主体である学校に帰属し、学生の負担を軽減することを目的とするもので、営利事業ではないから、演劇および音楽教育の保護育成のため地方税法中一部を改正してこれらに対する免税の処置を講ぜられたいとの陳情。